

令和 7 年 4 月 28 日

松山市議会議長

原 俊 司 様

議員名

大塚 啓史 

令和 6 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年4月～令和7年3月 政務活動費収支報告書

議 員 大塚 啓史

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	260	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	114,282	視察費用・インターネット使用料
研 修 費	15,700	議員連盟会費・愛媛県拉致議連
広 報 費	367,631	ホームページ更新料金・公式LINE
広 聴 費	81,415	携帯電話料金・ガソリン代
要請・陳情活動費	170,618	国土交通省 要望活動
会 議 費	0	
資料作成費	3,959	コピー用紙・トナーカートリッジ
資料購入費	144,749	D-file・経済レポート・新聞代
人 件 費	0	
事務所費	83,543	インターネット使用料・文具代・インク代・トナー代
合 計	981,897	

3. 残 額 242,363 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
7/13	山形市(コパル)・道の駅ふくしま 視察	107,682 円		1
3/31	公明党控室 ピカラ料金	6,600 円		2
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		114,282 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 6 年 7 月 13 日	整理番号	1	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	① シェルターインクルーシブプレイスコパル ② 道の駅ふくしまについて 旅行日程：令和6年7月11日～令和6年7月13日			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	4,232 円	100	%
	宿 泊 費	0 円		%
	パ ッ ク 代 金	94,250 円	100	%
	そ の 他	9,200 円	100	%
	合 計	107,682 円	100	%
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		最終支払日(※2)	令和 6 年 7 月 13 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 別紙添付				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち
債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 大塚 啓史



整理番号	1
日 程	令和6年7月12日(金) 10:00
目 的	シェルターインクルーシブプレイスコパルについて (山形市南部児童遊戯施設)
訪問先	山形県山形市 シェルターインクルーシブプレイスコパル
概 要 所 見	シェルターインクルーシブプレイスコパル 館長 色部 正俊 ○経緯と事業概要について ●山形市は、雨天や冬時期に子供たちがのびのびと遊べる場所として屋内型の児童遊戯施設を建設。 ○PFI方式とした理由は ●民間資金等のPFI法を活用による設計・建設後のあと市に所有権を移転し、運営・維持管理はBOT方式で実施。 ○利用状況 ●当初の計画は年間18万人の利用を想定していたが、平成26年12月のオープン1年目で30万人、2年目以降は年間25万人以上の来場。 ○今後の課題 ●休日を中心に多くの利用者は訪れるため混雑する。 ■所見 すべてが公園のような建物になっており、保護者同伴の子供が利用できる遊戯施設である。大型遊戯場や体育館、図書コーナーなどさまざまなスペースがあり、無料で利用できる施設が多くあります。多くの企業も協賛しており、教室やイベントも開催され魅力ある施設となっている。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 大塚 啓史



整理番号	1
日 程	令和6年7月12日(金) 15:00
目 的	「道の駅ふくしま」について
訪問先	福島県福島市 「道の駅ふくしま」
概 要 所 見	福島市 商工観光部 観光交流推進室 地域資源振興係 副主幹 梨子 渉 議会事務局 議事調査課 調査係 主査 齋藤 正和 ○経緯と事業概要について ○防災倉庫と室内の子どもの遊び場、ドックランを設置した意図は ●高速交通網の結節点に立地を生かし、道のゲートウェイとして人を集め、地域の周遊促進を図る。災害時に防災拠点機能として発揮。夏も冬も安全で・快適・木のぬくもりをあふれる遊び場として整備。 ○利用状況 ●年間目標 133 万人 令和5年度 162 万人 7月から8月がピーク ○予算について ●総事業費 31 億 8 千万円 活用した補助金 2 億 1 千万円 ○今後の課題 ●年間を通しての来場者数、他の道の駅との連携 ■所見 地元の名産品や四季折々のくだものなどの直売所には多くの方が来場されていました。その他にも室内こども遊び場やドックランなど大人から子ども・愛犬も楽しめる道の駅になっている。また、防災倉庫、耐震性水槽、太陽光発電を完備しており、防災拠点との機能を持ち、かつ環境にも優しい道の駅になっていました。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

6松（議調）第48号
令和6年5月21日

福島市議会議員 萩原 太郎 様

松山市議会議員 渡部 克彦

行政視察について（依頼）

謹啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先般、お願いしました当市議会 公明党議員団 の行政視察について御了解いただき誠にありがとうございます。

つきましては、下記のとおり視察を実施させていただきますので、御多忙の折、誠に恐縮に存じますが、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 視察日時 令和6年7月12日（金）午後15時～16時30分
- 2 視察項目 道の駅ふくしまについて（現地視察のみ）
- 3 視察議員 公明党議員団3名
大塚 啓史（おおつか けいし） ※会派代表
清水 尚美（しみず なおみ）
長野 昌子（ながの まさこ）

【連絡先】

松山市議会事務局 議事調査課 大内（平）

TEL：089-948-6650

FAX：089-921-1110

E-mail：[redacted]@city.matsuyama.lg.jp

松山市議会公明党議員団 行政視察資料

○行程

令和6年7月12日(金) 10:00～11:30 山形市視察

(移動・昼食)

15:00～16:30 福島市視察

(福島市内宿泊)

○視察項目、質問事項

視察項目 道の駅ふくしまについて

質問項目 開設した経緯
事業概要
防災倉庫と室内の子どもの遊び場、ドッグランを設置した意図
利用状況
予算
今後の課題

○緊急連絡先

公明党議員団 清水尚美

○その他

あいさつがある場合は、大塚啓史代表が行います。

(様式8)

支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 大塚 啓史



下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和6年7月11日(木)～7月13日(土)
支払金額	1,372円
支払先	別紙添付
使途内容	交通費
領収書を添付できない理由	交通系ICカード支払い

領収書 交通費

人気の新型車 7MAXリース
月々定額 1万円(税別) X84回



apollo
station

領収書

印 紙

237764

(株) 鈴木石油商会
福島西インターCLS
福島市成川字成田口9-3
TEL 024-546-1148

売上

登録番号 J438(31670701

2024 7,113日

13:55

上

様 手

現金フリー 00-237764-90001-0001-9

出光ゼアス

P-16(内)

16.53 L

8173.0

2860円

合計

2,860円

(内、消費税等(10.00%)

260円)

預り金

7,000円

釣銭

4,140円

伝No: 10448

担当: 8800

政務活動費 車等走行記録表

↑
費燃

km/L

[illegible]

交通費

月日	支 払 項 目	路線	区間		支払額	備 考
7月11日	公共交通機関	東京モノレール	羽田空港	⇒ 浜松町	519	支払証明書
7月11日	公共交通機関	JR山手線	浜松町	⇒ 東京駅	167	支払証明書
7月13日	公共交通機関	JR山手線	東京駅	⇒ 浜松町	167	支払証明書
7月13日	公共交通機関	東京モノレール	浜松町	⇒ 羽田空港	519	支払証明書
計					1,372	円

月日	支 払 項 目	支払先	支払額	備 考
7月13日	ガソリン代	(株)鈴木石油商会	2,860	領収書
計			2,860	円

合計	4,232	円
----	-------	---

パック代金

月日	支払項目	支払先	支払額	備考
7月3日	パック代金	(株)日本交通社	94,250	領収書
合計			94,250	

領 収 証

2024年07月03日

大塚 啓史 様

金額

¥ 9 4 , 2 5 0 ※

但し

Ref.No. 0000000836 予約No. 9285

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。

2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号

株式会社 日本交通社

代表取締役 光 岡 啓 昌

〒790-0878 松山市湖山町1-1

TEL089-946-3911 FAX089-933-1616

適格事業者番号 T4500001003055

担当者印

領収書 その他

領 収 証

大塚 啓史

様

No. _____

★ ￥5,500-

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /
消費税額等(%)

但

視察料として

収入印紙

R6年 7月12日 上記正に領収いたしました

シェルターインクルーシブプレイスコバル運営企業
特定非営利活動法人 生涯スポーツ振興会
〒990-2442 山形市南二番町8番3号
TEL023-631-1147
登録番号:T4390005001109

コクヨ ウケ-88

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構

松山空港駐車場

事前 ☎ Tel 089-971-5439

登録番号 T1011105005394

TEL 089-971-5439

領 収 書

精算機 #15 P 精算No.0001105
発券機 #01 発券No.051383
入庫時刻 2024年 7月11日(木) 05:29
精算時刻 2024年 7月13日(土) 01:44
駐車時間 2日 15:15
駐車料金 A料金 2,700円

合 計 2,700円

(内税10%対象額 2,700円)
現金領収額 2,700円
お預り 3,000円
お釣り 300円

またのご利用をお待ちしております

その他

1

月日	支払項目	支払先	支払額	備 考
7月12日	視察料	コパル運営企業	5,500	
7月12日	駐車場料金	JR東日本ホテルメッツ	1,000	領収書
7月13日	駐車場料金	松山空港駐車場	2,700	領収書
合計			9,200	

お名前 大塚 啓史

様

お部屋番号 719 ご人数 1 JTB
ご到着 2024/07/12 ご出発 2024/07/13 L255555450-001-001-1

日付	ご明細	部屋番号	料金	お支払等	備考	1
07/12	前受金 ◇駐車場	719	1,000	1,000		

ご請求金額 0 (内 宿泊税等: 0)

◇: この請求書を仕入税額控除対象の確証としてご利用いただけます。

■: 消費税課税対象外

※: その他

10%対象 1,000 (消費税 90)



収入印紙
貼付欄

ご署名

発行番号 071312125099 P 1 1 12 2 2
24/07/13 07:51 77

JRHMポイント 前回までP: 今回P:

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和 7 年 3 月 31 日	整理番号	2	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	公明党控室 ピカラ料金 令和6年度 1 か月 4,400 円÷8=550 円			
金 額	6,600	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項	領収書原本 泉所有			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4 月分	5 月 27 日	550 円	100 %	550 円
5 月分	6 月 27 日	550 円	100 %	550 円
6 月分	7 月 29 日	550 円	100 %	550 円
7 月分	8 月 27 日	550 円	100 %	550 円
8 月分	9 月 27 日	550 円	100 %	550 円
9 月分	10 月 28 日	550 円	100 %	550 円
10 月分	11 月 27 日	550 円	100 %	550 円
11 月分	12 月 27 日	550 円	100 %	550 円
12 月分	1 月 27 日	550 円	100 %	550 円
1 月分	2 月 27 日	550 円	100 %	550 円
2 月分	3 月 27 日	550 円	100 %	550 円
3 月分	4 月 28 日	550 円	100 %	550 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

お客さま番号 73140

収入印紙



領收書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額	4,400 円
------	---------

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳	税率	金額(税込)	備考
ヒ°カ°料金	10%	4,400	4月分月払い

	税込金額	消費税額
10%対象	4,400	400
小計	4,400	400

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
 株愛媛CATV TEL089-904-2220
 平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/5/27口座振替分◆

2024年07月02日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1

CATV

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳	税率	金額(税込)	備考
ビデオ料金	10%	4,400	5月分月払い
	税込金額	消費税額	
10%対象	4,400	400	
小計	4,400	400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
株式会社愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/6/27口座振替分◆

2024年08月01日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1



登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳	税率	金額(税込)	備考
基本料金	10%	4,400	6月分月払い
	税込金額	消費税額	
10%対象	4,400	400	
小計	4,400	400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/7/29口座振替分◆

2024年09月02日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1

CATV

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

■株式会社愛媛CAI

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ヒカリ料金		10%	4,400	7月分月払い
	税込金額	消費税額		
10%対象	4,400	400		
小計	4,400	400		

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
株愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/8/27口座振替分◆

2024年10月02日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1

CATV

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳	税率	金額(税込)	備考
ビデオ料金	10%	4,400	8月分月払い
	税込金額	消費税額	
10%対象	4,400	400	
小計	4,400	400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/9/27口座振替分◆

〒 790-0002
愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室
松山市議会 公明党 様
お客さま番号 73140



領 収 書

株式会社 愛媛CATV 

〒790-8509 松山市大手町1-1 CATV

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額	4,400 円
------	---------

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビデオ料金		10%	4,400	9月分月払い
	税込金額	消費税額		
10%対象	4,400	400		
小計	4,400	400		

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/10/28口座振替分◆

2024年12月05日

〒 790-0002
愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様
お客さま番号 73140



領 収 書

株式会社 愛媛CATV 
〒790-8509 松山市大手町1-1 

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額	4,400 円
------	---------

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考									
基本料金		10%	4,400	10月分月払い									
<table><tr><th></th><th>税込金額</th><th>消費税額</th></tr><tr><td>10%対象</td><td>4,400</td><td>400</td></tr><tr><td>小計</td><td>4,400</td><td>400</td></tr></table>						税込金額	消費税額	10%対象	4,400	400	小計	4,400	400
	税込金額	消費税額											
10%対象	4,400	400											
小計	4,400	400											

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/11/27口座振替分◆

2025年01月07日

T 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客様番号 73140

收入印紙



領收書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額	4,400 円
------	---------

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ピカ料金		10%	4,400	1 1 月分月払い

	税込金額	消費税額
10%対象	4,400	400
小計	4,400	400

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
 憐愛媛CATV TEL089-904-2220
 平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/12/27日座振替分◆

2025年02月03日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1



登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額	4,400 円
------	---------

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
ビラ料金		10%	4,400	12月分月払い
	税込金額	消費税額		
10%対象	4,400	400		
小計	4,400	400		

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2025/1/27口座振替分◆

2025年03月04日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1

CATV

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳	税率	金額(税込)	備考
基本料金	10%	4,400	1月分月払い
	税込金額	消費税額	
10%対象	4,400	400	
小計	4,400	400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2025/02/27口座振替分◆

T 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

收入印紙



領收書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額	4,400 円
------	---------

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳	税率	金額(税込)	備考
ピカ料	10%	4,400	2月分月払い

	税込金額	消費税額
10%対象	4,400	400
小計	4,400	400

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
 特愛媛CATV TEL089-904-2220
 平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2025/3/27日座振替分◆

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1



登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
基本料金		10%	4,400	3月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2025/04/28口座振替分◆

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
9/30	松山市議会観光振興議員連盟 会費 2024年4月～9月分	3,000 円		3
11/19	愛媛平成市議の会 第50回研修会費	3,000 円		4
3/31	愛媛平成市議の会 令和6年度 年会費	3,000 円		5
3/31	愛媛県拉致議連・市町議会議員会費（令和6年度分会費）	1,200 円		6
3/31	年会費 坊っちゃん劇場後援会	2,500 円		7
3/31	松山市議会観光振興議員連盟 会費 2024年10月～2025年3月分	3,000 円		8
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		15,700 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 9月 30日	整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期(令和6年4月分~9月分)会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	松山市議会観光振興議員連盟規約		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 5月 8日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 6年 5月 8日

大 塚 啓 史 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 11月 19日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会 第50回研修会費 令和6年11月19日(火) 13:20～ 松山 ^市 コミュニティセンター		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 11月 19日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 大塚 啓史 様 ★ ￥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 第50回研修会費として 2024年11月19日 上記の金額、正に領収致しました 愛媛平成市議の会 会長 平田 秀夫 大洲市若宮704 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和7年 3月 31日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会 令和6年度 年会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 7月 2日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 大塚 啓史 様 ★ ¥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和6年度 年会費として 2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました 愛媛平成市議の会 会長 山内孝二 西条市樋之口238-5 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

- ①平成以降の選挙で選出された市議会議員
- ②新規加入については、各市会員の推薦を必要とする。
- ③退会者は任意に退会できる。但し、各市の常任幹事を経て会長に届けるものとする。

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

- 会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・監査2名とする。
 なお本会には顧問を置くことができる。
 2 会長は会を代表し、円滑な運営に努める。
 3 副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。
 4 監査は、業務及び財産の状況を監査する。
 5 役員の任期は1年(事業年度)とする。但し、再任は妨げない。

第5条(運営)

おおむね年2回の研修会を開催するほか、
 第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(総会)

本会の総会は会員を持って構成する。年に1回開催し、重要事項について決定することとし、円滑な業務遂行に努めるものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更 (2) 解散 (3) 事業の変更 (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任 (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

但し、委任状の提出を以て出席と見なすことが出来る。

4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条(会議)

会議は総会および常任幹事役員会とし、必要に応じ会長がこれを召集し開催する。

- 2 常任幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。
- 3 常任幹事会は過半数の出席を必要とし、議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

8条(会費)

- この会の経費は、会費をもってこれに充てる。
- 2 会費は、入会費 2,000 円、年会費 3,000 円とする。
- 3 9 月以降に入会する場合、当該年度の年会費は 1,500 円とする。

9条(会計)

この会の会計年度は、4 月 1 日～3 月 31 日とする。

第 10 条(事務局)

- この会の事務局は事務局長在住地とする。
- 2 事務局は、会計及び会議の企画、議事録の作成を行う。

第 11 条

その他この会の運営に関して必要な事項は常任幹事会で定める。

第 12 条(変更)

この会則は、総会において、出席者の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更できない。

平成	年	月	日	制定
平成 17	年	11	月 7 日	一部改正
平成 30	年	5	月 10 日	一部改正
令和 5	年	7	月 7 日	一部改正

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和7年 3月 31日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会 令和6年度分会費		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 8月 30日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 別紙			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金 1, 200 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和6年8月30日

松山市議会議員
大塚 啓史 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）
会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地方議員連絡会 規約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員の選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和7年 3月 31日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	年会費「坊っちゃん劇場」後援会		
金 額	2,500 円	按分率	50 %
特 記 事 項	5,000 円 × 1/2 = 2,500 円		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和7年 1月 31日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

払 込 受 領 書

令和 7 年 / 月 3 / 日	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 5 0 0 0
お振込先	どちらの銀行へ振込みするか○をつけてください 振込先金融機関・科目・口座番号 普 普 普 普
受取人	「坊っちゃん劇場」後援会
ご依頼人	大塚 啓史 様
会員番号	手数料

上記の金額正に受取りました
(取扱店) 7.1. 銀行
潮 尾 橋
(ご依頼人控え)

収入印紙

※ 債務確定日とは、
購入日、サービスや

物品を購入した場合は
完了日になります。

坊っちゃん劇場 後援会会則

第1条 (名称)

本会は、坊っちゃん劇場後援会と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、坊っちゃん劇場事務所内に置く。

第3条 (目的)

坊っちゃん劇場は、愛媛県はもとより瀬戸内や四国の歴史・伝統文化や、偉人を題材にした舞台作品を提供し、劇場オープン後9年目で観劇総人数は60万人を超え、小中高生の年間観劇人数も2万人を超えています。地元に根付いた劇場の継続が今後とも望まれています。

本会は、地域の文化芸術・観光振興と地域の活性化を目的に、劇場と地域をつなぐ役割をになう事を目的とします。

第4条 (活動・事業の種類)

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 劇場と会員の親睦・交流を図る事業
- (2) 劇場の広報・普及のための事業
- (3) その他、本会の目的を達成するため必要な事業

第5条 (会員)

本会の会員は、前条項の目的と事業に賛同する、個人及び法人(団体を含む)で構成する。

第6条 (入会)

本会の入会は、別途定める入会申込手続きにより、事務局まで申し込むものとする。

第7条 (会員区分)

次のとおり会員区分を設ける。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員(団体を含む)

第8条 (年会費)

- (1) 個人会員一口
ブロンズ会員 5,000 円
- (2) 法人会員一口
ゴールド会員 30,000 円 (県内法人)

第9条 (会員期限)

会員期限は、入会申し込み受付日から、1年とする。

第10条 (退会)

- (1) 本会からの退会は、その旨を事務局に届け出るものとする。
- (2) 中途退会の場合でも、会費は返金しないものとする。

第11条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監査役 若干名
- (6) 事務局長 1名

第12条 (顧問)

本会には、名誉顧問・顧問を若干名置くことができる。顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第13条 (役員を選任)

- (1) 会長は、役員会の互選により選任する。
- (2) 副会長は、会長が任命する。
- (3) 幹事は、総会において会員の中から選任する。
- (4) 理事は、総会において会員の中から選任する。
- (5) 監査役は、会長が任命する。
- (6) 事務局長は、会長が任命する。
- (7) 監査役は、本会で他の役職を兼ねることはできない。

第14条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条（役員の会務）

各役員は、後援会活動を円滑に推進することを会務とする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時には、会長が指名する副会長がその会務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営を補佐し、会の運営を補佐する。
- (4) 理事は、副会長・幹事を補佐し、会の運営を補佐する。
- (5) 事務局長は、事務局を統括する。
- (6) 監査役は、本会の業務および財産の状況を監査し、監査結果を総会において報告する。

第16条（役員の解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、役務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 役務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第17条（役員会）

- (1) 役員会は、本会の活動方針、予算、決算を審議する。
- (2) 役員会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。
- (3) 役員会は、原則として会長が必要と認めたときに開催する。
- (4) 役員会は、役員の過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

第18条（総会）

1 総会の招集と決議

- (1) 本会の総会は、会員を持って構成し、会長が年に1回招集し開催するものとする。
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- (2) 総会の議事は、出席した会員の過半数（委任状提出者を含む）をもって議決する。
- (3) 総会は、会員の過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他会の運営に関する重要事項

第19条（議事録）

総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第20条（地区後援会の設置）

(1) 地区後援会は、個人会員と法人会員を会員として編成し、地域単位もしくは、それに準じる単位で後援会組織を設けることができる。

- (2) 地区後援会には、会員より選出された、会長1名、副会長1名及び顧問、若干名の役員を置くことができる。
- (3) 支部後援会は、各地区内で法人30社以上、または、個人会員100名以上で支部後援会組織を設けることができる。
- (4) 支部後援会には、会員より選出された、支部長1名、副支部長及び顧問、若干名の役員を置くことができる。

第21条（収入）

- (1) 会費
- (2) その他

第22条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

第23条（入会特典）

会員には入会時に、別に定める細則による特典を付与する。

※細則別紙1（細則は毎年改定）

第24条（運営に関し必要となる事項の委任）

本規約に定めるもの以外で、本会の運営に関し必要となる事項は、役員会が決定する。

第25条（規約の改廃）

規約の改廃は役員会で審議し、総会に付議し、出席会員の2分の1以上の同意を必要とする。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 16 日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和7年 3月 31日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費 会費 2024年10月分~2025年3月分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	松山市議会観光振興議員連盟規約		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年11月 14日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和 6年 // 月 // 日	
大 塚 啓 史 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000円 也	
但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟	
会 長 原 俊 司	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。